

**「博多阪急エメラルドカード会員特約」
「博多阪急エメラルドカードポイントプログラム規程」
一部変更のお知らせ**

2020年4月1日より、特約および規程を一部変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

「博多阪急エメラルドカード会員特約」の変更について

変更点	改定後
民法改正による定型約款の変更について追加。	第1条（総則）5項に下線部分を追加しました。 5. 本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。 <u>また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u>

「博多阪急エメラルドカードポイントプログラム規程」の変更について

変更点	改定後
民法改正による定型約款の変更について追加。	第10条（本規程の改定）を追加しました。 民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することがあります。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。（公表はインターネットのペルソナホームページ https://www.persona.co.jp で行います。）
ポイントプログラムを終了する場合について追加。	第11条（ポイントプログラムの終了）を追加しました。 ポイントプログラムを終了する場合は、両社は6ヵ月前までに会員に通知します。ポイントプログラム終了のその日から、ポイント進呈は中止となります。

変更後の博多阪急エメラルドカード会員特約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。

変更後の博多阪急エメラルドカードポイントプログラム規程全文は [こちら](#) でご覧いただけます。

内容をご確認の上、カードをご利用いただきますようお願い致します。